

平成 26 年度第 1 回 西条市子ども・子育て会議

資料 2

新制度施行に伴う各種基準条例の制定について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

1 条例制定の理由

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設された。

新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が、市町村が条例で定める運営基準を満たした上で施設型給付等を受けることとなっており、これに伴い、今回、国の運営基準（内閣府令）が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて、西条市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例にて制定するものである。

2 条例の趣旨及び目的

本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、西条市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、本条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、事業者は当該基準を遵守する必要がある。

3 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

市町村の条例は、国の基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に従い定める必要がある。なお、同基準は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分され、その定義は次のとおりである。

- (1)「従うべき基準」 市町村が条例を定める上で必ず適合しなければならない基準で、これを下回る基準を定めることはできないが、地域の実情に応じて、これを上回る基準を定めることが許容されるもの

(2)「参酌すべき基準」 市町村が条例を定める上で参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じて、これと異なる基準を定めることが許容されるもの

4 子ども・子育て支援新制度について

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育に係る給付が創設され、当該給付の支給対象となる施設・事業等は次のとおりとなる。

	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
施設・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園（※） ・保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 ・小規模型保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
給付	・施設型給付	・地域型保育給付

※ 私立幼稚園については、新制度施行後も施設型給付の支給を受けず、現行どおり私学助成等により運営することも選択できる。

(2) 施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この区分に従い施設型給付等が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して支給される。

認定区分	対象年齢	認定要件	対象施設・事業
1号認定	3歳～小学校就学前	2号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園

2号認定	3歳～小学校就学前	保護者の労働又は疾病等により、 家庭において保育を受けることが 困難である子ども	認定こども園、保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、家庭的保育事業 小規模保育事業、居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

5 条例骨子

【特定教育・保育施設の運営に関する基準案】

項目	国基準の内容	従/参	市の基準案	基準に対する市の考え方
利用定員	○ 認定こども園、保育所の利用定員は20人以上とする。 ※幼稚園は特に定めなし	従	国基準どおり (4条)	本市の実情に、国基準と異なる 内容を定める特別な事情等がない ことから、国基準を準用する。
	○ 認定こども園は、1・2・3号認定子どもの区分ごとに 利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。 ○ 幼稚園は、1号認定子どもの利用定員を定める。 ○ 保育所は、2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を 定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。	従	国基準どおり (4条)	
利用者への説明、同意	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等 の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教 育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければ ならない。	従	国基準どおり (5条)	〃
応諾義務	○ 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、 これを拒んではならない。	従	国基準どおり (6条)	〃

選考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員を上回る申込みがあった場合は、以下のとおり先行しなければならない。 ① 1号認定子どもは、抽選、先着順、設置者の理念、基本方針等に基づく公正な方法により選考する。 ② 2・3号認定子どもは、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるように選考する。 	従	国基準どおり (6条)	〃
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら適切な教育・保育を提供することが、困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 	参	国基準どおり (6条)	〃
あっせん、調整、要請への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育の利用について市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従	国基準どおり (7条)	〃
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設の利用開始に当たって、保護者から支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○ 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 	参	国基準どおり (8・9条)	〃
小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。 	参	国基準どおり (11条)	〃
教育・保育の記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育の提供日、内容等を記録しなければならない。 	参	国基準どおり (12条)	〃
利用者負担額の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は保護者から利用者負担額の支払いを受ける。 	従	国基準どおり (13条)	〃

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収することができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの 			
施設型給付の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。 	参	国基準どおり (14条)	”
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は次の区分ごとに定めるものに基づき、特定教育・保育を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ①幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②①以外の認定こども園…幼稚園教育要領、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③幼稚園…幼稚園教育要領 ④保育所…保育所保育指針 	従	国基準どおり (15条)	”
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	参	国基準どおり (16条)	”

不正行為の通知	○ 保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参	国基準どおり (19条)	〃
運営規程等	○ 事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ○ 利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りでない。 ○ 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準どおり (20、21、 22、23条)	〃
秘密保持、個人情報保護	○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。	従	国基準どおり (27条)	〃
利益供与等の禁止	○ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。	参	国基準どおり (29条)	〃
苦情解決等	○ 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 特定教育・保育に関して市が行う報告又は市の職員から	参	国基準どおり (30条)	〃

	の質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。			
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○ 事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。 	従	国基準どおり (32条)	〃
特別利用保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所が1号認定子どもに特別利用保育(※1)を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。 	従	国基準どおり (35条)	〃
特別利用教育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育(※2)を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守しなければならない。 	従	国基準どおり (36条)	〃

(※1) 特別利用保育…保育所において1号認定子どもに対して提供される保育

(※2) 特別利用教育…幼稚園において2号認定子どもに対して提供される教育

【特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

項目	国基準の内容	従／参	市の基準案	基準に対する市の考え方
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業…1～5人 ②小規模保育事業A型、B型…6～19人 ③小規模保育事業C型…6～10人 ④居宅訪問型保育事業…1人 ○ 上記定員は、0歳と1～2歳に区分して利用定員を定める。 	従	国基準どおり (37条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
利用者への説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 	従	国基準どおり (38条)	〃
応諾義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 	従	国基準どおり (39条)	〃
選考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員を上回る申込みがあった場合は、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 	従	国基準どおり (39条)	〃
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら適切な地域型保育を提供することが困難な場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 	参	国基準どおり (39条)	〃
あっせん、調整、要請への	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用について市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従	国基準どおり (40条)	〃

協力				
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用開始に当たって、保護者から支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○ 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 	参	国基準どおり (8、9条準用)	〃
小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。 	参	国基準どおり (11条準用)	〃
教育・保育の記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の提供日、内容等を記録しなければならない。 	参	国基準どおり (12条準用)	〃
連携施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者は除く）は、次の事項の協力を行う連携施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 <p>※ただし、事業所内保育事業所（利用定員が20人以上に限る）は、上記①②の事項に係る連携施設を確保する必要がない。</p> ○ 居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等で集団保育が著しく困難である乳幼児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。 	従	国基準どおり (42条)	〃
利用者負担額の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。 	従	国基準どおり (43条)	〃

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収することができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの 			
地域型保育給付の通知	○ 特定地域型保育事業者は地域型保育給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る地域型保育給付の額を通知しなければならない。	参	国基準どおり (14条準用)	〃
取扱方針	○ 特定地域型保育事業者は保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じて、保育の提供を行わなければならない。	従	国基準どおり (44条)	〃
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する地域型保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	参	国基準どおり (45条)	〃
不正行為の通知	○ 保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参	国基準どおり (19条準用)	〃
運営規程等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければ 	参	国基準どおり (46、47、 48条、23条)	〃

	<p>ならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員を超えて地域型保育を提供してはいけない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りでない。 ○ 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。 		準用)	
秘密保持、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 	従	国基準どおり (27条準用)	〃
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。 	参	国基準どおり (29条準用)	〃
苦情解決等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 特定教育・保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。 	参	国基準どおり (30条準用)	〃
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生(再発)を防止するための措置を講じなければならない。 ○ 事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を 	従	国基準どおり (32条準用)	〃

	<p>講じ、記録しなければならない。</p> <p>○ 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p>			
特別利用保育の基準	○ 保育所が1号認定子どもに特別利用地域型保育（※1）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	国基準どおり (51条)	〃
特別利用教育の基準	○ 幼稚園が2号認定こどもに特別利用地域型教育（※2）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	国基準どおり (52条)	〃

（※1）特別利用地域型保育…特定地域型保育事業において1号認定子どもに対して提供される保育

（※2）特別利用地域型教育…特定地域型保育事業において2号認定子どもに対して提供される教育

【その他の基準案】

項目	国基準の内容	従/参	市の基準案	基準に対する市の考え方
特定保育所に 関する特例	<p>○ 特定保育所（※1）は、当分の間、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を利用者負担額に上乗せして徴収する場合には、市の同意を得なければならない。</p> <p>○ 特定保育所は、市から保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従	国基準どおり (附則2項)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
利用定員の経 過措置	○ 小規模保育事業C型の利用定員は、この条例の施行の日から5年間は、6～15人とする。	従	国基準どおり (附則4項)	〃
連携施設の経 過措置	○ 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難で、市が実施する事業により適切な支援ができると認める場合は、この条例の施行の日から5年間は連携施設を確保	従	国基準どおり (附則5項)	〃

	しないことができる。			
--	------------	--	--	--

(※1) 特定保育所…特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所

6 施行予定日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行日から施行する。

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 条例制定の理由

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設された。

新制度では、家庭的保育事業等については市町村の認可事業として位置付け、その基準については市町村の条例にてこれを定めなければならないこととされており、これに伴い、今回、国の運営基準（厚生労働省令）が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて、西条市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例にて制定するものである。

2 条例の趣旨及び目的

本条例は、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、西条市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、本条例で定める基準は、乳幼児が、明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すもので、事業者は当該基準を遵守する必要がある。

3 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

市町村の条例は、国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い定める必要がある。なお、同基準は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分され、その定義は次のとおりである。

- (1)「従うべき基準」 市町村が条例を定める上で必ず適合しなければならない基準で、これを下回る基準を定めることはできないが、地域の実情に応じて、これを上回る基準を定めることが許容されるもの

(2)「参酌すべき基準」 市町村が条例を定める上で参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じて、これと異なる基準を定めることが許容されるもの

4 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分される。

事業	概要
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行うことができる。 定員：5人以下
小規模保育事業	定員6～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施 ・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下）保育担当：保育士 ・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下）保育担当：保育士・保育従事者（保育士1/2以上）
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本としてきめ細やかな保育を実施する事業
事業所内保育事業	企業等が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じて、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。 ・保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）

5 条例骨子

【家庭的保育事業】

項目		国基準の内容	従／参	市の基準案	基準に対する市の考え方
職員		○家庭的保育者 ※市長が行う研修等を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ○家庭的保育補助者 ※市長が行う研修等を修了した者	従	国基準どおり (23条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
職員数		○家庭的保育者1人につき、乳幼児3人以下 ※家庭的保育補助者を置く場合は、5人以下	従	国基準どおり (23条)	〃
設備・面積	保育室等	○保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積が必要	参	国基準どおり (22条)	〃
	屋外遊技場	○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可			
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可	従	国基準どおり (15、16、22、23条)	〃
	設備	○調理設備			
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要			
連携施設		○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり	従	国基準どおり (6条)	〃

嘱託医	○嘱託医	従	国基準どおり (23条)	〃
-----	------	---	-----------------	---

【小規模保育事業（A・B・C型）】

項目	国基準の内容			従／参	市の基準案	基準に対する市の考え方
	小規模A型	小規模B型	小規模C型			
職員	○保育士	○保育従事者 (保育士、市長が行う 研修等を修了した者) ※保育士の割合 1/2 以上	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者	従	国基準どおり (29、31、 34条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
職員数	○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人 ※上記職員数の合計に1人追加配置		○乳幼児 3人につき1人 ※家庭的保育補助者を置く場合は5人につき1人	従	国基準どおり (29、31、 34条)	〃
設備・面積	保育室等	○乳児室／ほふく室 1人 3.3㎡以上 (0～1歳)		参	国基準どおり (28、33条)	〃
		○保育室／遊戯室 1人 1.98㎡以上 (2歳以上)	○保育室／遊戯室 1人 3.3㎡以上 (2歳以上)			
	屋外遊技場	○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可				

給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可	従	国基準どおり (15、16、 28、29、 31、33、 34条)	〃
	設備	○調理設備			
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要			
連携施設	○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり		従	国基準どおり (6条)	〃
嘱託医	○嘱託医		従	国基準どおり (29、31、 34条)	〃

【居宅訪問型保育事業】

項目	国基準の内容	従/参	市の基準案	基準に対する市の考え方
保育の内容	○障がい、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ○特定教育・保育施設等の確認辞退等により、当該施設に在園できなくなった乳幼児に対する保育 ○利用調整の結果、希望する特定教育・保育施設等に入園できなかった乳幼児に対する保育 ○母子家庭等の保護者が、夜間・深夜勤務に従事する間の乳幼児に対する保育	従	国基準どおり (37条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。

	○離島等他の家庭的保育事業等の確保が困難である場合の保育			
職員	○家庭的保育者	従	国基準どおり (39条)	〃
職員数	○家庭的保育者1人につき、乳幼児1人	従	国基準どおり (39条)	〃
連携施設	○障がい、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。	従	国基準どおり (40条)	〃

【事業所内保育事業】

○保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目	国基準の内容		従／参	市の基準案	基準に対する市の考え方
職員	○保育士		従	国基準どおり (44条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
職員数	○0歳児 3人につき1人 ○1～2歳児 6人につき1人		従	国基準どおり (44条)	〃
設備・面積	保育室等	0～1歳	参	国基準どおり (43条)	〃
		○乳児室 1人 1.65㎡以上 ○ほふく室 1人 3.3㎡以上			
	2歳以上	○保育室／遊戯室 1人 1.98㎡以上			
屋外遊技場	○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可				

給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可	従	国基準どおり (15、16、 43、44条)	〃
	設備	○調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。			
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要			
連携施設	○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※ただし、①②については連携施設を確保しないことができる。 ※経過措置あり		従	国基準どおり (6、45条)	〃
嘱託医	○嘱託医		従	国基準どおり (44条)	〃

○小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目	国基準の内容	従／参	市の基準案	基準に対する市の考え方
職員	○保育従事者 ※保育士の割合は1/2以上	従	国基準どおり (47条)	本市の実情に、国基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、国基準を準用する。
職員数	○0歳児 3人につき1人	従	国基準どおり	〃

		○1～2歳児 6人につき1人 ※上記により算定した職員数の合計に1人追加する。			(47条)	
設備・ 面積	保育 室等	0～1歳	○乳児室／ほふく室 1人 3.3㎡以上	従	国基準どおり (28条準用)	〃
		2歳以上	○保育室／遊戯室 1人 1.98㎡以上			
	屋外 遊技場	○2歳以上 1人3.3㎡以上(付近の代替地可)				
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可		従	国基準どおり (15、16、 47、28条準 用)	〃
	設備	○調理設備				
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要				
連携施設	○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり		従	国基準どおり (6条)	〃	
嘱託医	○嘱託医		従	国基準どおり (47条)	〃	

6 施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行日から施行する。

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった。
- これを受け、西条市においても、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」を9月議会に上程することとしている。

※「職員」のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
 - ※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
 - ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上
 - ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上（※）
 - ※ 西条市では、専用区画の面積について、おおむね5年を目途に見直しを行う。（条例案）

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下（※）
 - ※ 西条市では、支援の単位について、おおむね5年を目途に見直しを行う。（条例案）

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
 - 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
 - 原則1日につき3時間以上
 - ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める